

特別支援教育
教育課程編成の手引き

令和2年3月

島根県教育委員会

はじめに

平成 29 年 4 月より順次、特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月）の全部を改正する告示が公示されました。（以下「学習指導要領等」という）

平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、『“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう』とされました。学習指導要領は、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものです。

各学校においては、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことが求められています。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では「教育課程編成の手引き」を作成し、学習指導要領等の趣旨を周知していくこととしました。

学習指導要領等の記述や解釈などについては、文部科学省の学習指導要領解説で詳細に説明されています。本書は、その学習指導要領の解説を読む手掛かりとしての役割を意識しています。

各学校において、学習指導要領等の趣旨と内容及び実施上の留意点を十分理解し、教育課程の編成や学校づくりをすすめていただくようお願いします。

令和 2 年 3 月

島根県教育庁特別支援教育課 課長 佐藤 真司